

長野県林業労働力確保促進基本計画の一部改正について

令和3年3月
信州の木活用課

林業労働力確保促進基本計画

- 林業労働力の確保の促進に関する法律第4条の規定により策定
- **林業労働力の確保と林業事業体の育成**を図るため、**担い手育成と労働対策の基本的な考え方**や**より具体的な方策**を定めるもの
- 現行計画期間は、**H23年度からH32（R2）年度までの10年間**

現行計画

【計画内容】

- 林業労働力の確保と育成に関する方向と取組
- 林業労働力の確保と育成を推進するための制度等

【目標】

造林事業者と高度な素材生産を行う従事者で3,000人の林業労働力の確保と育成

→ しあわせ信州創造プラン2.0（H30.3月）において**目標を2,200人（R4末）に見直し**



計画期間の2年延長

- しあわせ信州創造プラン2.0（長野県総合5か年計画）及び森林づくり指針との整合と調和を図るため、**R4年度まで現行計画の期間を2年延長、目標を2,200人に見直し**
- 計画期間の見直しにあたっては、みんなで支える森林づくり県民会議等に意見を伺うとともに、**延期した2年間は、次期計画に向けた検討期間**とし、**安全訓練装置の導入など実施可能なものから段階的に実施**

